

事件報道から学ぶ(ウーバーイーツ配達員交通違反事件)

本日(1月17日)のYAHOOニュース(東海テレビ)の記事です。

見出しに「免許等ないと話す…ウーバーイーツ配達員が警察官の職務質問中にバイクで逆走して逃走 直後に車と衝突」とあります。内容は「名古屋市中区で16日午前、ウーバーイーツ配達員で外国籍の男が警察官の職務質問中に配達で乗っていたバイクで逃走し、その後乗用車と衝突する事故を起こしました。16日正午前、名古屋市中区新栄1丁目の交差点で、バイクに乗ったウーバーイーツの配達員の男が一時停止違反したところを警察官を見つけ、職務質問をしました。警察官が男から話を聞いていたところ、男は一方通行の道路をバイクで逆走して逃走。しかし5メートルほど逃げたところで前から走ってきた乗用車と衝突する事故を起こしました。乗用車の運転手と男にケガはありませんでしたが、警察官はバイクを運転していた外国籍で20代くらいの男を一時不停止の疑いで、現行犯で逮捕しました。男は当時カレーライスの配達中で、調べに対し『停止線では止まっていなかったが手前では止まった』と容疑を否認しています。警察によりますと、男は職務質問を受けた際、運転免許や在留カードは持っていないと話していたということで、警察官は一方通行の逆走と事故を起こした安全運転義務違反の疑いでも男を調べる方針で、詳しい経緯を追及しています。」というものです。

今回は、何かと話題の多いウーバーイーツに関する問題を取り上げます。

事件の報道によると、逮捕されたウーバーイーツ配達員の外国籍の男は、運転免許や在留カードを持っていないと話しているとのことであり、通常、運転免許や在留カードを持たない者がバイクでウーバーイーツの配達をすることは考えられず、ウーバーイーツの他人のアカウントを不正に入手して行っていたのではないかと疑ってしまいます。不正が発覚することを恐れ、警察官の職務質問中に逃走を企てたのかもしれませんが。

ウーバーイーツとは、オンラインフードデリバリーサービス、即ち「食事宅配サービス」を行っている事業者の一つです。現下のコロナの問題と重なり、自宅等で食事を摂るために食べ物の配達を依頼する人が多くなり、街中で自転車やバイクの荷台に乗せ、あるいは背中にバッグを背負って食べ物を運ぶウーバーイーツ配達員の姿を多く見かけるようになりました。ウーバーイーツでは、配達員を配達パートナーと称しています。配達パートナーになるには、ウーバーイーツの運営会社(Uber Japan 株式会社)に住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人情報を提供し、パートナー登録をします。登録が済めば配達パートナーとしてのアカウントが与えられ、稼働することができます。仕事の手順としては、まず自分のスマホのアプリを立ち上げ、アプリでオンラインになると、ウーバーイーツに加盟している飲食店から配達リストが届きます。そこで、自転車あるいはバイクなどで指定の飲食店に赴き、そこから料理を受け取り、それを注文者に届け、その時点でアプリの完了をタップし、1件の仕事が終了します。

稼働に伴う報酬^{ほうしゅう}は、ウーバーイーツの運営会社から指定の日取引口座に振り込まれます。

なぜ、給料ではなく報酬かと言いますと、一般的なアルバイトの仕事であれば、雇用主なり店舗と雇用契約を結び、店の従業員として働くのが普通であり、働いた分は、毎月の給料日に「勤務時間×時給」で計算された給料が支払われます。

一方、ウーバーイーツの場合は形態が異なり、配達パートナーは、uber japan と「業務提携」を結び、個人事業主として働いていると解釈されているからです。

そこで、ウーバーイーツの配達パートナー(配達員)が時間給のアルバイトではなく、配達1件当たりの報酬を得る個人事業主に当たるとなると、仮に留学生などがウーバーイーツの仕事をしたいと考えた場合、注意すべき点が多々あるようです。配達員として稼働するには、資格外活動許可の中の個別許可を得なければならない(許可が得られるかどうかは別問題)のではないかという問題です。留学生の在留資格は「留学」であり、学業が本業です。本来、労働は認められていないところ、学業の遂行を阻害しない範囲内として、申請があった場合に資格外活動の許可が与えられ、その許可に条件が付される仕組みとなっています。

留学生の場合、アルバイトを可能とするために、資格外活動の包括許可を得ています。

包括許可の申請や許可にあっては、稼働先の雇用主、所在地、業務内容等を明示することはありません。あくまでも資格外活動の許可を得た上で許された内容のアルバイト(風俗営業等を除く)をすることになります。ただし、包括許可の条件として、「原則、1週当たり28時間」という稼働時間制限の縛りがあります。つまり、時間給制のアルバイトの場合、この条件を守ることが前提となるため、包括許可になじむ訳です。ところが、好きな時間に、時間に縛られず、ある意味で自由に稼働することが可能となるのがウーバーイーツです。

ウーバーイーツの配達員が、「1件当たり幾ら」の契約の下に報酬を受け取るとなると、当然のことながら自分の収入を多くするための作用が働き、それにスライドして稼働時間も多くなる筈です。そうなった場合、時間給制アルバイトのような「1週当たり28時間」という時間制限の条件を守るという前提が喪失し、意味をなしません。

つまり、包括許可で定められている稼働時間の規定を逸脱することになります。

そこで、活動時間を把握することが困難となる資格外活動に従事しようとする場合には、稼働先、稼働内容等を明示して、それぞれ個別に許可を受ける個別許可が必要になるのではないかと考えます。言わずもがなのことですが、個別許可が必要な資格外活動を無許可で行った場合には、不法就労になります。

なお、逮捕されたウーバーイーツの配達員は、調べに対し「停止線では止まっていないが手前で止まった」と話しているとのことですが、このような理屈は通りません。警察官が一時停止違反を現認したということは、道路交通法で定められた停止場所できちんと停止しなかったからでしょう。一時停止で止まる場所は、停止線の直前です。もし停止線がない場合は、交差点の直前で止まることになっています。また、単に止まるだけでは意味がなく、左右をしっかりと目視し、人や車の通行に支障がないことの安全を確認してから発進しましょう。